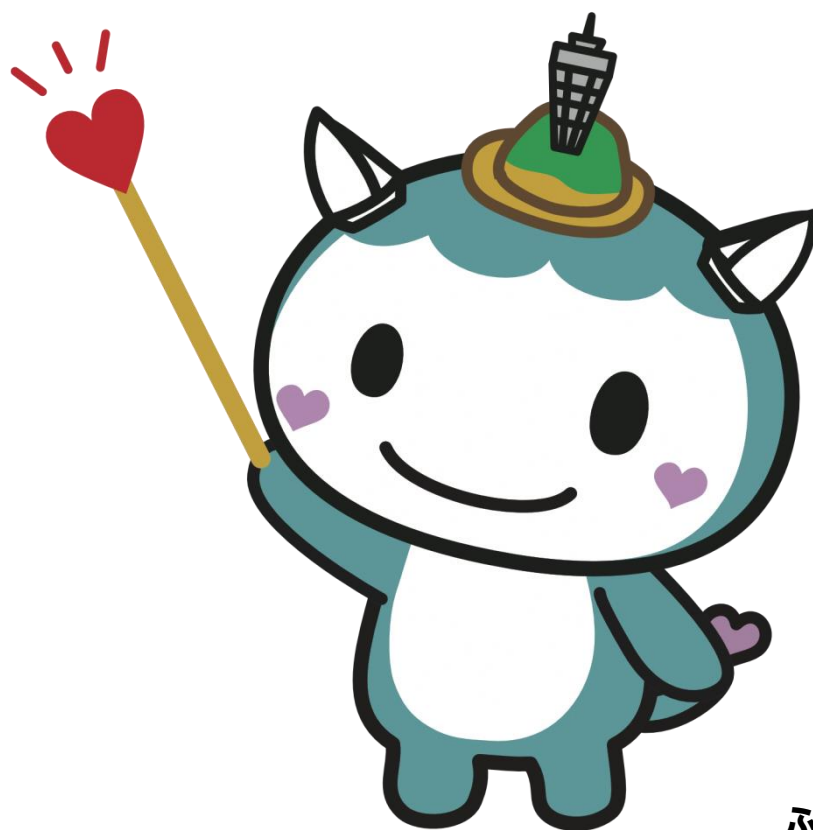




平成30年度

藤沢市地域密着型サービス事業者公募要項
(小規模多機能型居宅介護)
(看護小規模多機能型居宅介護)

～2019年度（平成31年度）開設に向けて～



ふじキュン♡

2018年（平成30年）5月1日

藤沢市役所 介護保険課



1 公募の趣旨及び求める運営事業者について

1. 公募の趣旨

現在、藤沢市では「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて高齢者の方が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、地域密着型サービスの整備については、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止や、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の支援に資するとともに、「地域の一員」となる地域に根ざした事業所の整備を進めています。

そのため、平成30年度からの3年間については「いきいき長寿プランふじさわ2020（藤沢市高齢者保健福祉計画・第7期藤沢市介護保険事業計画）」で整備数を定めており、その計画に基づき指定候補事業者を公募により選定するものです。

2. 本市が求める（看護）小規模多機能型居宅介護運営事業者

地域住民との交流や地域活動等への積極的な参加を図りつつ、利用者の様態や希望に応じて、通い・訪問・宿泊・（看護）を柔軟に組み合わせたサービスを提供するとともに、医療及び介護の連携体制や、訪問・看護サービス提供体制の強化など、要介護状態等となっても、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、利用者の在宅生活を包括的に支援する運営事業者を求めます。

2 募集内容

1. 整備対象年度・・・2019年度（平成31年度）

2019年（平成31年）4月1日から

2020年（平成32年）3月1日開設・指定分まで

2. サービスの種類、整備数、日常生活圏域

サービスの種類	整備数	日常生活圏域 (行政区域13地区)
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (藤沢市の独自報酬の算定が可能です) 藤沢市 HP > 健康・福祉・子育て > 福祉 > 介護保険 > 事業者向け > 地域密着型サービス > 地域密着型サービスの独自報酬	1 事業所	藤沢・片瀬 (※)
看護小規模多機能型居宅介護	1 事業所	藤沢・六会地区を除く 11地区 (※)

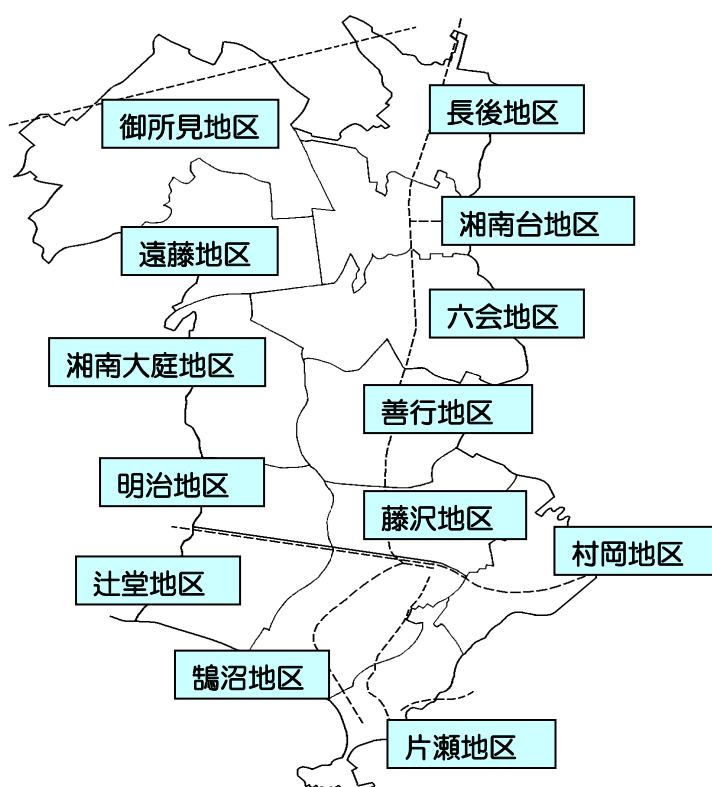
※いずれも市街化調整区域を除く

3. 整備条件

- (1) 整備予定地が市街化区域であること。
- (2) 新規開設事業所の整備であること。

- (3) 「(介護予防) 小規模多機能型居宅介護」の整備にあたっては、地域の拠点とするため、地域交流ができるスペース等、地域に貢献できるサービス（インフォーマルサービス含む）を積極的に整備すること。
- (4) スプリンクラー設置を必須とします。その他必要な消防設備等については、消防法令に基づいて整備すること。
- (5) 介護保険法の本来趣旨及び基本方針に沿ったサービスを提供すること。
- (6) 小規模多機能型居宅介護においては、介護予防も一体的に運営すること。

【日常生活圏域 13地区区分表】



地区	町丁字
御所見	用田・葛原・菖蒲沢・打戻・瀬郷・宮原
長後	長後・高倉・下土棚
遠藤	石川5～6丁目・石川の一部・遠藤の一部
湘南台	今田の一部・円行の一部・円行1丁目の一部・円行2丁目・石川の一部・桐原町・湘南台1～7丁目・土棚
六会	亀井野の一部・亀井野1～4丁目・今田の一部・円行の一部・円行1丁目の一部・石川の一部・石川1～4丁目・西俣野の一部・天神町1～3丁目・遠藤の一部
湘南大庭	大庭の一部・石川の一部・遠藤の一部
善行	藤沢(北)・善行1～7丁目・本藤沢1～7丁目・善行団地・立石1～4丁目・花の木・みその台・善行坂1～2丁目・白旗1～4丁目・大庭の一部・稲荷・稲荷1丁目・亀井野の一部・西俣野の一部
明治	辻堂神台1～2丁目・辻堂新町1～4丁目・羽鳥1～5丁目・城南1～5丁目

藤沢	朝日町・藤沢(南)・藤沢1～5丁目・本町1～4丁目・鵜沼の一部・鵜沼神明1～5丁目・西富・西富1～2丁目・大鋸・大鋸1～3丁目・藤が岡1～3丁目
村岡	弥勒寺・弥勒寺1～4丁目・宮前・小塚・高谷・渡内・渡内1～4丁目・柄沢・村岡東1～4丁目・川名・川名1～2丁目
辻堂	辻堂1～6丁目・辻堂元町1～6丁目・辻堂大平台1～2丁目・辻堂東海岸1～4丁目・辻堂西海岸1～3丁目
鵜沼	鵜沼の一部・南藤沢・鵜沼東・鵜沼海岸1～7丁目・鵜沼松が岡1～5丁目・鵜沼桜が岡1～4丁目・鵜沼藤が谷1～4丁目・本鵜沼1～5丁目・鵜沼花沢町・鵜沼橋1～2丁目・鵜沼石上1～3丁目・片瀬
片瀬	片瀬1～5丁目・片瀬海岸1～3丁目・片瀬山1～5丁目・片瀬目白山・江の島1～2丁目

※日常生活圏域の詳細については、介護保険課にお問い合わせください。

3 応募資格

応募しようとする事業者（運営法人等）は、次の（１）から（９）までの項目を応募時点で全て満たしている必要があります。また、指定候補事業者として選定された場合は、事業所開設・指定までの期間もこれらを引き続き満たしている必要があります。

- （１）応募時点で法人格を有する者又は病床を有する診療所を開設している者（看護小規模多機能型居宅介護に限る）であること。
- （２）介護保険法第７８条の２第４項及び第１１５条の１２第２項の規定に該当しない者であること。
- （３）市町村税及び国税を滞納していないこと。
- （４）藤沢市暴力団排除条例（平成２３年藤沢市条例第１８号）第２条第５号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。
- （５）事業所を整備する土地及び建物について、所有権を有すること若しくは取得が見込まれること又は賃貸借契約の締結が確実であること。
- （６）応募に係る事業（指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護）を実施するにあたり、長期的な運営が可能であること。
- （７）法人の代表者又は地域密着型サービスの事業部門の責任者が、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であること。
- （８）本市の推進する「藤沢型地域包括ケアシステム」の基本理念及びめざす将来像を理解していること。
- （９）その他、関係省令・解釈通知・運営基準等の内容を十分に理解・確認のうえ、申請を行ってください。

4 応募の方法

1. 事前相談

応募しようとする法人等は、まず「5 事前相談」の受付期間内に、電話予約の上、必要書類を持参して来庁し、事前相談を行ってください。

2. 公募申請

次に、この事前相談に基づき、「6 公募申請」の受付期間内に、電話予約の上、来庁し、必要書類を提出してください。

～～～電話予約・書類提出先～～～

藤沢市 福祉健康部 介護保険課（藤沢市役所本庁舎 2 階）
総務・給付担当 齊藤、大竹、山根
TEL 0466-25-1111 （内線 3141）

※公募申請に先立って、必ず受付期間内に事前相談を行ってください。

※事前相談における提出書類等及び相談内容に基づいて必要と判断した場合は、関係官署等に確認等を行います。その結果、明らかに事業所整備が見込まれないと判断したものについては、当該事業計画について公募申請を受け付けることはできません。

5 事前相談

1. 受付期間

平成30年5月1日（火）から5月31日（木）まで（土、日、祝日を除く）

午前：午前8時30分から午前11時30分まで

午後：午後1時から午後4時30分まで

2. 提出書類（**正本1部、副本2部**をご提出ください。）

～基本書類～

- ① 平成30年度藤沢市地域密着型サービス事業者公募事前相談票 ◇
- ② 藤沢市地域密着型サービス事業者の公募に係る事業計画書【両面印刷】◇
……日常生活費等の額について積算根拠のわかる書類を含む。

～事業計画に関する書類～

- ③ 整備予定地の立地条件・周辺環境等一覧表 ◇
- ④ 開設予定地の周辺地図
- ⑤ 土地の現況写真
- ⑥ 建物の現況写真（既設の場合のみ）

- ⑦ 建物の平面図
- ⑧ 土地及び建物の取得等についての計画書
……取得等（所有や賃貸借）についての見込みが分かるもの。賃貸借予約（仮）契約書等。
- ⑨ 人員確保計画の概要 ◇
- ⑩ 事業工程表
……工事に係る内容だけではなく、ハード・ソフト両面の進行予定を記載した工程表。

～法人等に関する書類～

- ⑪ 法人等の沿革 ◇
- ⑫ 開設者（代表者）経歴書 ◇
- ⑬ 役員等の名簿 ◇
- ⑭ 最新３事業年度分の財務諸表
- ⑮ 介護保険事業等の運営実績一覧表 ◇
- ⑯ 開設済みの介護保険事業所に係る実地指導等対応状況 ◇
- ⑰ 実地指導等における提出済みの改善報告書の写し
……藤沢市内の介護保険指定事業所に関して、介護保険法に基づく過去の実地指導又は監査で指摘があったもの。直近５年以内のもの全て。

※ ◇マークのついた書類（①から③、⑨、⑪から⑬、⑮、⑯）は、所定の様式があります。

※ 後掲の「提出書類チェックシート」をご参照ください。

６ 公募申請

１．受付期間

平成３０年６月１１日（月）から６月２８日（木）まで（土、日、祝日を除く）

午前：午前８時３０分から午前１１時３０分まで

午後：午後１時から午後４時３０分まで

２．提出書類（**正本１部、副本８部**をご提出ください。）

提出書類及び留意事項	提出部数
～基本書類～ (1) 藤沢市地域密着型サービス事業者公募申請書 ◇ (2) 藤沢市地域密着型サービス事業者の公募に係る事業計画書 【両面印刷】 ◇ ……日常生活費等の額について積算根拠のわかる書類を含む。	正本１部 及び 副本８部

～事業計画に関する書類～

- (3) 事業運営マニフェスト ◇
- (4) 整備予定地の立地条件・周辺環境等一覧表 ◇
- (5) 開設予定地の周辺地図
- (6) 土地の現況写真
- (7) 建物の現況写真（既設の場合のみ）
- (8) 建物の平面図
- (9) 土地及び建物の取得等についての計画書
……取得等（所有や賃貸借）についての見込みが分かるもの。賃貸
借予約（仮）契約書等
- (10) 建築物等に係る関係法令確認書 ◇
- (11) 人員確保計画の概要 ◇
- (12) 職員に対する研修計画の概要 ◇
- (13) 事業工程表
……工事に係る内容だけではなく、ハード・ソフト両面の進行予定
を記載した工程表。

正本 1 部
及び
副本 8 部

～法人等に関する書類～

- (14) 法人等の沿革 ◇
- (15) 開設者（代表者）経歴書 ◇
- (16) 役員等の名簿 ◇
- (17) 最新 3 事業年度分の財務諸表
- (18) 介護保険事業等の運営実績一覧表 ◇
- (19) 開設済みの介護保険事業所に係る実地指導等対応状況 ◇
- (20) 実地指導等における提出済みの改善報告書の写し
……藤沢市内の介護保険指定事業所に関して、介護保険法に基づ
く過去の実地指導又は監査で指摘があったもの。直近 5 年以内の
もの全て。

(21) 理事会、役員会等の開催状況及びその議事内容等 ……この公募に関するもの。	正本 1 部 及び 副本 8 部
(22) 法人の登記事項証明書（全部事項証明書かつ履歴事項証明書） ……最新のもの。 (23) 市町村税の納税証明書（法人市民税・固定資産税） ……前年度分。 (24) 国税の納税証明書「その 3 の 3（法人税・消費税及び地方消費税）」 ……直近決算の納期の到来したもの。 (25) 誓約書【両面印刷】◇ (26) 土地登記簿謄本 (27) 建物登記簿謄本（既設の場合のみ） (28) 消防用設備（スプリンクラー）等の設置に係る誓約書 ◇	正本 1 部

※ ◇マークのついた書類（(1)から(4)、(10)から(12)、(14)から(16)、(18)、(19)、(25)、(28)）は、所定の様式があります。

※ 後掲の「提出書類チェックシート」をご参照ください。

7 提出書類に関する注意事項（事前相談・公募申請共通）

- (1) 正本と副本の記載内容が異なることのないようにしてください。
- (2) 提出書類は、提出書類チェックシートを表紙に付け、インデックスを付けたうえで、1部ずつ綴りひもで綴ってください。
- (3) 判型はA 4 判縦で統一してください。ただし、既存の文書を添付する場合は、これ以外の書式も可とします。
- (4) 本公募と明らかに関連のない、法人等の宣伝活動や営業活動等に係る書類等は添付しないでください。

8 事業者の選定

公募申請の受付終了後、藤沢市地域密着型サービス事業者等選定委員会（7月中旬～下旬開催）において、指定候補事業者を選定します。

選定は、（1）書類審査、（2）応募事業者によるプレゼンテーション、（3）質疑応答 によって別紙「藤沢市地域密着型サービス事業者等選定基準表」に基づき評価・採点します。

1. 選定委員会の概要

名称：藤沢市地域密着型サービス事業者等選定委員会

開催時期：7月中旬～下旬

開催場所：藤沢市役所庁舎内

委員会構成（予定）：福祉健康部長、地域包括ケアシステム推進室長、
福祉健康総務課長、介護保険課管理職、財務の専門家・福祉関係者

開催についての詳細は、公募申請受付期間の終了後、各応募事業者へ文書によって連絡します。

2. 選定委員会における審査内容

（1）書類審査（事前提出）

公募申請時の提出書類による審査です。

（2）プレゼンテーション（委員会当日）

1事業者あたり15分間を予定しています。

プレゼンテーションの形式は問いません。必要な紙資料の配布や、プレゼンテーションソフトの利用も可能です。（プロジェクト及びスクリーンは介護保険課にて用意します。機器の仕様等の詳細は、公募申請時にご案内します。）

なお、応募事業者側の出席者については、法人代表者、法人に属する地域密着型サービス事業部門の責任者又は管理者就任予定者その他これらに準ずる方であって、応募した事業計画の内容を理解している方（複数名可）とします。

（3）質疑応答（委員会当日）

提出書類及びプレゼンテーションの内容に関する質疑応答です。

3. 選定委員会後の流れ

（1）選定結果の通知

選定の結果（指定候補事業者としての選定の可否）は、全ての応募事業者に対してそれぞれ文書によって通知します。

（2）選定から指定・開設まで

指定を前提とした事前協議を行います。選定された事業者は、自己資金、借入金、補助金等により事業所を整備し、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所としての指定を受けた後は、自ら運営していただきます。

4. 審査にあたって重視する事項、評価基準

別紙「藤沢市地域密着型サービス事業者等選定基準表」に基づき、主に次の事項を評価します。

（1）立地について（敷地環境、周辺環境、交通量など）

（2）地域との連携について（地域住民との交流に関する考え方、運営推進会議の設置など）

（3）介護職員等の人員確保について（人員確保計画など）

- (4) 人員体制及び職員の質の向上について（人員配置、職員の育成・研修等の考え方）
- (5) サービスの質の向上について（医療・介護連携、日常生活支援及び機能訓練の内容、訪問・看護サービスの体制強化）
- (6) 事業運営について（設備、個人情報の管理、安全対策、非常災害対策等）

9 応募にあたっての留意事項

(1) 重複応募等の禁止

2018年度（平成30年度）に実施する藤沢市地域密着型サービス事業者公募（地域密着型通所介護を除く）において、一の応募事業者が2以上のサービス（藤が岡二丁目地区再整備事業を含む）及び整備予定地で応募することはできません。

(2) 公募申請書提出後の応募の取下げ

申請後に応募を取り下げる場合は、公募申請取下届（任意様式）を提出してください。

(3) 関係法令に関する手続き

老人福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法、藤沢市風致地区条例、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例等の関係法令の規定を遵守するほか、関係する要綱等に沿った事業計画としてください。内容については各関係部署に事前に相談してください。

(4) その他の留意事項

- ・応募者は、応募書類の提出をもって応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- ・応募者から提出された応募書類等の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。
- ・応募書類の提出等に要する経費については、選定結果にかかわらず、本市は一切負担しません。
- ・提出書類は、理由を問わず返却しません。
- ・応募の状況等の問い合わせには一切回答できません。
- ・応募関係書類は、藤沢市情報公開条例に基づき開示されることがあります。
- ・選定は、指定候補事業者としての選定であり、介護保険法上の指定を確約するものではありません。

(5) 地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金について

補助金を活用した事業所開設を希望される場合は、公募による事業所の選定を受ける必要があります。また、補助内容や金額等の詳細（平成30年5月1日現在、今後変更する可能性があります）については、藤沢市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱をご覧ください。

なお、補助金を活用しようとする場合は、この公募での選定後、必要な手続き等を行う必要があります。

10 禁止事項と欠格事項等について

- (1) 藤沢市地域密着型サービス事業者等選定委員会の審査前に、次のいずれかの行為

を行った場合、審査を行うことなく不適とします。

- ・ 委員会の委員に対し、この公募に関して、直接、間接を問わず連絡又は接触した場合

- ・ 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

(2) 藤沢市地域密着型サービス事業者等選定委員会の審査後に、次のいずれかに該当した場合、不適とします。

- ・ 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合

- ・ 建設場所、施設種別の変更があった場合

- ・ 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

- ・ 応募後に応募資格（3 応募資格を参照）に適合していないことが判明した場合又は適合しなくなった場合は不適とします。

11 決定までのスケジュール

平成30年4月25日(水)	広報ふじさわ4月25日号発行（11面に記事掲載）
5月1日(火) ～5月31日(木)	介護保険課ホームページに公募要項等掲載 事前相談 受付期間
6月11日(月) ～6月28日(木)	公募申請 受付期間
7月中旬から下旬	藤沢市地域密着型サービス事業者等選定委員会
8月上旬	各応募事業者に選定結果通知の発送
8月下旬	指定候補事業者について、 指定を前提とした事前協議開始

12 提出先及び問い合わせ先

〒251-8601 藤沢市朝日町1-1

藤沢市役所 介護保険課 総務・給付担当（本庁舎2階）

担当者：齊藤、大竹、山根

電 話 0466-25-1111（内線）3141

FAX 0466-50-8443

Eメール fj-kaigo-j@city.fujisawa.lg.jp

提出書類チェックシート

書類の名称は一部省略して記載しています。

所定の 様式	書類名（標題）	事前相談	公募申請
A-1	公募事前相談票	① ☐	
A-2	公募申請書		(1) ☐
B	公募に係る事業計画書 ※日常生活費等の額について積算根拠のわかる書類を含む。	② ☐	(2) ☐
C	事業運営マニフェスト		(3) ☐
D	整備予定地の立地条件・周辺環境等一覧表	③ ☐	(4) ☐
—	開設予定地の周辺地図	④ ☐	(5) ☐
—	土地の現況写真	⑤ ☐	(6) ☐
—	建物の現況写真（既設の場合のみ）	⑥ ☐	(7) ☐
—	建物の平面図	⑦ ☐	(8) ☐
—	土地及び建物の取得等についての計画書	⑧ ☐	(9) ☐
E	建築物等に係る関係法令確認書		(10) ☐
F	人材確保計画	⑨ ☐	(11) ☐
G	職員に対する研修計画の概要		(12) ☐
—	事業工程表	⑩ ☐	(13) ☐
H	法人等の沿革	⑪ ☐	(14) ☐
I	開設者（代表者）経歴書	⑫ ☐	(15) ☐
J	役員等の名簿	⑬ ☐	(16) ☐
—	最新3事業年度分の財務諸表	⑭ ☐	(17) ☐
K	介護保険事業等の運営実績一覧表	⑮ ☐	(18) ☐
L	開設済みの介護保険事業所に係る実地指導等対応状況	⑯ ☐	(19) ☐
—	実地指導等における提出済みの改善報告書の写し	⑰ ☐	(20) ☐
—	理事会、役員会等の開催状況及びその議事内容等		(21) ☐
—	法人の登記事項証明書		(22) ☐
—	市町村税の納税証明書		(23) ☐

所定の 様式	書類名（標題）	事前相談	公募申請
－	国税の納税証明書		(24) ☐
M	誓約書		(25) ☐
－	土地登記簿謄本		(26) ☐
－	建物登記簿謄本（既設の場合のみ）		(27) ☐
N	スプリンクラー等の設置誓約書		(28) ☐